

## 立命館大学埼玉県校友会 会則

### 第1章 総 則

#### (名称)

第1条 当会は、立命館大学埼玉県校友会と称する。

#### (目的)

第2条 当会は、母校の発展を期し、併せて、会員相互の親睦及び本部校友会との連絡調整を図ることを目的とする。

#### (事業)

第3条 当会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員名簿の整備
2. 母校学生部、本部校友会及び他校友会との連絡を密にすることにより、新卒業生、校友会員の就職斡旋への協力
3. 校友会誌の購読、普及
4. 広報誌の発行
5. その他、当会の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 会 員

#### (資格)

第4条 当会は、立命館大学校友にして、埼玉県に在住又は勤務する者を以って組織する。

#### (会費)

第5条 会員は、当会の総会に於いて定める年会費を納めるものとする。

### 第3章 役 員

#### (役員)

第6条 当会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事長	1名
会計幹事	1名
副幹事長	若干名
監事	2名
常任幹事	若干名
幹事	50名以内

( 役員の任期 )

第 7 条 役員の任期は 2 年とする。但し、再任することができる。

( 役員の選出 )

第 8 条 会長、副会長、幹事長、会計幹事、副幹事長及び監事は、幹事会に於いて会員の中から選出し、総会で承認する。

常任幹事及び幹事は会長の推薦に基づき幹事会に於いて選出する。

( 役員の職務 )

第 9 条 会長は当会を代表し、会務を統轄し、幹事会の議長となり、その決議を執行する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときに、これを代行する。

幹事長及び副幹事長は会務を処理する。

会計幹事は、当会の会費の管理及び会計記録の作成・保管を行う。

監事は、会計に関する事項を監査する。

常任幹事及び幹事は幹事長及び副幹事長を補佐し、会員相互の連絡その他必要な会務を行う。

( 幹事会 )

第 10 条 幹事会は第 6 条に定める役員によって構成され、会長が招集する。

幹事会の会務は次のとおりとする。

1. 資産管理に関する事項
2. 予算及び決算に関する事項
3. 役員の選挙に関する事項
4. 会則の変更に関する事項
5. 総会の開催に関する事項
6. 会費及びその納入に関する事項
7. その他、当会の運営に関する必要な事項

( 議事 )

第 11 条 幹事会の議事は、すべて幹事会出席員の過半数を以って決し、可否同数のときは、議長がこれを決める。

但し、会則を変更する場合は、幹事会出席員の 3 分の 2 以上の同意を要する。

( 相談役及び顧問 )

第 12 条 当会は、幹事会の議を経て相談役及び顧問を置くことができる。

相談役及び顧問は、幹事会に出席し、意見を述べることができる。

相談役及び顧問の選任基準は、別表第 2 に掲げるものとする。

## 第4章 委員会等

### (委員会等の設置)

第13条 当会は、当会則に定める事項及び幹事会の決定事項の企画立案又はこれを執行する機関として、幹事会の議を経て次の委員会及び特別プロジェクトを設置することができる。

- (1) 行事・組織委員会
- (2) ホームページ・広報委員会
- (3) 財務会計委員会
- (4) 特別プロジェクト

### (委員会等の任務)

第14条 委員会及び特別プロジェクトの任務は、別表第1に掲げるものとする。

当会の役員は、上記の委員会及び特別プロジェクトに出席し、意見を述べることができる。

また、副会長、副幹事長、常任幹事、幹事及び監事は、上記の委員会及び特別プロジェクトからの相談に応じ出席し、意見を述べるることができる。

### (委員会等の責任者)

第15条 委員会及び特別プロジェクトの責任者は、幹事会の互選により定める。

委員会及び特別プロジェクトの責任者は、その活動状況を定期的に幹事会に報告する。

## 第5章 支部活動

### (支部の設置)

第16条 当会の活動に機能を付与するため、埼玉県の地域別に次の支部を置く。

1. 中央支部
2. 東支部
3. 西支部

各支部を構成する市町村は、別表第3に掲げるものとする。

### (会員の支部への所属)

第17条 当会の会員は、その住所を基準として、上記のいずれかの支部に所属し、当会の活動を行う。但し、他の支部活動にも参加することができる。

### (支部長及び副支部長)

第18条 各支部に支部長を置く。

幹事会に於いて選出する。

支部長は、その活動状況を定期的に幹事会に報告する。

各支部に支部長を補佐する副支部長を置くことができる。  
副支部長は当該支部長が任命し、幹事会に報告するものとする。

## 第6章 総会

### (開催)

第19条 当会は、毎年1回総会を開催する。  
幹事会に於いて必要と認めたときは、臨時総会を開催する。

### (招集及び議長)

第20条 当会の総会は、会長が招集する。  
総会の開催目的及び期日並びに場所は、広報誌又は適当な時期、方法により会員に通知されなければならない。  
総会の議長は、総会に於いて会員の中から選出する。

### (議事録)

第21条 総会の議事録は、会員の中から記録係員として指名された者が作成し、会長の署名を得るものとする。

### (報告・承認事項)

第22条 総会で報告・承認する事項は、次のとおりとする。

1. 役員の選任
2. 会則の変更
3. 会費の変更
4. 第25条に規定した事項
5. 当該年度の事業計画
6. 会計監査報告
7. その他幹事会で処理した会務

### (議事)

第23条 総会の議事は、すべて出席員の過半数を以って決し、可否同数のときは、議長がこれを決める。  
但し、会則を変更せんとする場合は、出席員の3分の2以上の同意を要する。

## 第7章 会計

### (経費)

第24条 当会の経費は、会費、寄付金及びその他の諸収入を以ってこれに充てる。  
当会の会費等の使途は、次のとおりとする。

1. 総会・幹事会の開催・運営に関する支出
2. 広報誌の発行に関する支出
3. その他、当会の運営のために必要な支出

(報告・承認)

第25条 次の事項は、総会に提出して承認を受けなければならない。

1. 当該年度の収入・支出予算
2. 前年度の収支決算
3. 事業報告

(事業年度)

第26条 当会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わるものとする

友会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わるものとする。

付 則

1. 当会則の他、必要な事項は、幹事会の議を経てこれを定める。
2. 当会則の改廃  
平成 2年4月1日制定施行  
平成 20年10月19日改正

別表第1

委員会など名称	任 務
(1) 行事・組織委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名簿整備関係業務</li> <li>・年次総会の準備、執行</li> <li>・各種イベント等の開催</li> <li>・研究会、異業種交流会等の開催</li> </ul>
(2) ホームページ・広報委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動と広報誌の発行</li> <li>・ホームページの運営</li> </ul>
(3) 財務会計委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計に関する運営、管理</li> <li>・予算計画と運営執行基準の明確化</li> </ul>
(4) 特別プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別に設置されたプロジェクトに関する業務</li> </ul>

別表第2

役職名	選出基準
相談役	当会の会長を歴任した者
顧問	当会の会長以外の役員を歴任した者

別表第3

支部名	構成市町村名
中央支部	川口市、戸田市、鳩ヶ谷市、蕨市、さいたま市、上尾市、伊奈町、桶川市、北本市、行田市、熊谷市、鴻巣市、深谷市、本庄市、寄居町、神川町、上里町、美里町
東支部	春日部市、久喜市、越谷市、幸手市、草加市、蓮田市、三郷市、八潮市、吉川市、栗橋町、加須市、羽生市、大利根町、北川辺町、杉戸町、松伏町、鷲宮町、騎西町、菫蒲町、白岡町、宮代町
西支部	朝霞市、入間市、ふじみ野市、川越市、坂戸市、狭山市、志木市、鶴ヶ島市、所沢市、新座市、飯能市、東松山市、日高市、富士見市、和光市、越生町、三芳町、毛呂山町、小川町、川島町、ときがわ町、滑川町、鳩山町、吉見町、嵐山町、秩父市、小鹿野町、長瀨町、東秩父村、皆野町、横瀬町